

周南市監査委員 中村 研 二

周南市監査委員 青木 義 雄

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、令和元年12月17日に議長及び市長に提出し、令和元年12月20日に議会報告されています。）

1 監査の対象

こども健康部

次世代支援課、保育幼稚園課、健康づくり推進課

中心市街地整備部

中心市街地整備課、再開発推進課

2 監査の範囲

平成31年4月（一部平成30年4月）から令和元年9月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和元年9月17日から令和元年12月17日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、財務事務監査を中心に、行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

こども健康部

次世代支援課

(1) 支出事務

ア 福祉医療費について、支給決定額の算定に誤りのあるものがあつた。

(2) 財産管理事務

ア 備品について、備品管理システムに未登載のものがあつた。

保育幼稚園課

(1) 収入事務

ア 保育料について、財務会計システムで調定の行われていないものがあつた。

イ 保護者負担金について、財務会計システムで調定の行われていないものがあつた。

(2) 財産管理事務

ア 備品について、備品管理システムに未登載のものがあつた。

健康づくり推進課

(1) 収入事務

ア 使用料について、重複して調定されたものがあつた。

イ 使用料について、領収済通知書と収入整理簿の記載内容が異なるものがあつた。

(2) 支出事務

ア 業務委託料について、過払いとなっているものがあつた。

(3) 契約事務

ア 業務委託について、契約事務規則に基づく手続きがされていないものがあつた。

中心市街地整備部

中心市街地整備課

(1) 契約事務

ア 業務委託について、契約事務規則に基づく手続きがされていないものがあつた。